

平成 2 9 年度

事 業 計 画 書



公益財団法人 J K A

目 次

第1部 競輪収益による補助事業	
1. 競輪収益による機械振興	2
2. 競輪収益による公益事業振興	3
第2部 競輪運営支援業務	
1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、 企画立案並びに総合調整	5
2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝	7
3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業	8
4. 交付金の還付	12
5. その他競輪に関する事業	12
第3部 小型自動車競走収益による補助事業	
1. 小型自動車競走収益による機械振興	12
2. 小型自動車競走収益による公益事業振興	14
第4部 小型自動車競走運営支援事業	
1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、 企画立案並びに総合調整	15
2. オートレースに関する広報宣伝	17
3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業	18
4. 交付金の還付	21
5. その他オートレースに関する事業	21
第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業	
1. 競輪競技運営事業	21
2. 競輪開催関連事業	23
第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの 安定かつ安全な運用管理及び開発事業	
1. 車両情報システムの移行	28
2. 車両情報システムの安全な運用管理	28
3. 車両情報システムの研究開発	28
4. 車両情報システムに係る適正な調達の実施	28
5. その他車両情報システムに関する事業	29
第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業	
1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大	29
2. その他関連事業	29
第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業	
1. ガバナンスの強化	29
2. 方針管理・業務改善	29
3. 組織機能の強化と事業の効率化	30
4. 事業の適正化	31
5. 不動産賃貸事業	31

平成29年度事業計画書

平成28年度の競輪、オートレースの事業運営全般は回復基調に転じてきているものの、引き続き厳しい状況にある。

このような状況下、平成29年度の競輪事業については、平成28年度産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会における議論を経て競輪最高会議で決定した「競輪事業の中期基本方針」に基づく取組みを推進するとともに、多くのお客様が来場しやすい環境構築を目指した開催日程の偏重の解消や来場促進のための取組みを推進する等の検討にあたっては、お客様目線での事業充実を図ることを基本とする。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を競輪活性化の機会と捉え、外国人コーチ採用による選手育成強化を推進し、競輪選手がオリンピックでメダルを獲得できるよう脚力、競技力の向上を図るとともに、オリンピックルールに準拠した「KEIRIN EVOLUTION」や「ガールズケイリン」の実施により自転車競技への注目度を高め、もって競輪のグローバル化及び認知度向上に資する。

オートレース事業については、5場体制の安定運営を確立するとともに、「分かる・当たる・楽しい」を主眼としたオートレースを提供する。昨年度から本格的に実施したナイター・ミッドナイト開催についてはお客様のニーズに応えるべく更なる活性化を図るとともに、販路拡大によりお客様の定着を目指すうえで専用場外の設置推進を行う。

また、4年ぶりとなる新人選手がデビューすることから、ニュースター、女子選手によるレースの充実等話題提供を通し、売上回復・増進を図る。

補助事業については、限られた財源をより有効に活用し、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上の一部を広く社会還元するため、補助方針に基づき、機械の振興、社会福祉等公益増進並びに被災地域の復興・再生に取り組む活動に支援するとともに、積極的に情報発信を行い、拡充を図る。

本財団は、方針管理・業務改善（PDCA）の実践により、人材育成を行いつつ機能的な組織への変革と攻めの業務の強化を通し、体質強化を図る。

競輪及び小型自動車競走振興法人、競輪競技実施法人及び競輪の情報システムに関する事業の実施法人として、公正安全な開催運営を確保しつつ、これまでの取組の反省等を踏まえた中期計画に基づく年度方針に従って事業を遂行し、競輪及びオートレース事業の活性化を図る。

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械振興

(1) 補助方針

「自転車競技法」に基づく競輪振興法人として、競輪の収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪の売上の一部により、機械振興に対する補助を行う。

平成29年度の補助事業にあたっては、機械振興の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組みを積極的に支援する。

平成30年度の補助方針の策定にあたっては、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2) 機械振興補助事業の実施

「平成29年度補助方針（平成28年8月1日公示）」に基づき、機械振興補助事業を実施する。

(3) 機械振興補助事業審査・評価委員会

① 機械振興補助事業審査・評価委員会

機械振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

② 研究補助研究部会

研究補助の審査をより適正・円滑に実施するため、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の成果・波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、研究部会採否案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

(4) 機械振興補助事業に関する情報発信の強化

機械振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業

成果)について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

補助事業者の利便性向上を図るため平成28年度に導入した補助事業管理システムの機能改善を実施する。

(5) 機械振興補助事業の調査・評価

機械振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を次のとおり実施する。

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「自転車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第20条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

② 補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、J K A補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

2. 競輪収益による公益事業振興

(1) 補助方針

「自転車競技法」に基づく競輪振興法人として、競輪の収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪の売上の一部により、公益事業振興に対する補助を行う。

平成29年度の補助事業にあたっては、公益事業の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組みを積極的に支援する。

平成30年度の補助方針の策定にあたっては、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2) 公益事業振興補助事業の実施

「平成29年度補助方針（平成28年8月1日公示）」に基づき、公益事業振興補助事業を実施する。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

公益事業振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

公益事業振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

補助事業者の利便性向上を図るため平成28年度に導入した補助事業管理システムの機能改善を実施する。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

公益事業振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を次のとおり実施する。

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第20条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

② 補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、J K A補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

既存及び新規のお客様の投票機会を拡大し競輪事業を活性化するため、お客様に興味を持っていただける選手あっせん等の施策を実施する。なかでも次の事業を重点的に競輪施行者等と連携して実施する。

(1) お客様目線で充実を図る施策

① お客様のライフスタイルに合わせた開催の実施

ミッドナイト競輪、モーニング競輪の拡大や、GⅢナイターの試行実施等、多様化したお客様のライフスタイルやレジャーの楽しみ方に合わせた体系で開催を実施していくことで、お客様に支持される競輪を提供し、新たなお客様を獲得し、売上浮揚を目指す。

② 開催枠組み等関連諸制度の検討

土日祝を中心とした本場開催を増加させる等、開催日程やレース体系等を見直すことで、お客様の競輪参加機会を増やし、数あるレジャーから競輪を選んでいただけるような開催枠組みを検討、実施する。

(2) 迫力ある競走の提供・競輪のグローバル化を目指す施策

① ガールズケイリン

より多くの方に観戦いただける日程や時間帯でガールズケイリンを開催し、競輪場内外や様々な媒体においてP Rを行うことで、新たなお客様の創出と競輪場への来場促進を図る。また、選手数やグレードレース新設など現状に合わ

せた開催体系の見直しを実施する。

② KEIRIN EVOLUTION (ケイリン エボリューション)

オリンピックルールに準拠したKEIRIN EVOLUTIONを定期的に実施することで、商品として定着させ、また、メダリスト等競技実績のある短期登録選手の出走や、これまでの競輪とは違った視点での情報提供やPRを行うことで新たな層のお客様獲得を目指す。

③ 外国人選手の出走機会の拡大等

世界大会で活躍する外国人アスリートの競輪競走への参加機会のさらなる拡大を図り、迫力ある競走をより多くのお客様に提供するとともに、積極的な情報提供により、数が増加してきている自転車愛好家層の興味を喚起し、もって新規ファン獲得につなげる。

また、韓国競輪を統括する団体であるソウルオリンピック記念国民体育振興公団と連携し、日韓対抗戦競輪の開催に協力する。

④ 世界を目指す選手の強化事業への協力

オリンピック等国際大会に向けた選手強化、自転車競技の普及のための事業に対し、公益財団法人日本自転車競技連盟や一般財団法人日本サイクルスポーツセンターと協力し、競技能力の向上を目指す。

また、日本競輪学校生徒の訓練においても伊豆ベロドロームを積極的に活用し、世界に羽ばたくアスリートとしての基礎の構築、充実を図るとともに、有望な生徒に対しては外国人コーチによるトレーニングプログラムに参加させ、即戦力として世界に通用する者を輩出する体制を整備する。

⑤ 訪日外国人への対応

増加傾向にある外国人観光客及び日本に居住する外国人の方々に対し、競輪への興味を喚起するとともに、場内サインや車券購入方法案内等の多言語化を進める。

(3) 競輪施行者等との連携強化

お客様のニーズに応えるため、競輪施行者及び民間ポータルサイトと諸問題や新規施策等について情報・意見交換を行い、連携の強化を図る。

また、ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」での指示を踏まえ行う必要な対策について、競輪施行者等と連携し

検討、実施する。

(4) その他調査研究等

① 競輪活性化のための調査研究

競輪場・場外車券売場における顧客ニーズ調査及び売上要因に関する調査を実施・分析し、その結果を活性化のための施策策定に活用する。

また、自転車競技人気をトラック競技、競輪へ波及させるため、ロードレース大会等自転車イベントへ参画し、競輪の振興を図る。

② 国際自転車トラック競技支援競輪

国際自転車トラック競技支援競輪について、円滑かつ充実した事業実施に資するため、売上増進につながる支援を行う。

③ 自転車競技者・競輪選手志望者の拡大

ガールズサマーキャンプ等の事業を実施し、ジュニア層を含む自転車競技者の底辺拡大を推進する。地方在住者の参加も拡大するため、サテライトキャンプの実施を計画する。男子のキャンプの実施もあわせて計画する。

また、競輪選手志望者の拡大を目指すため、日本競輪学校への入学を希望する者に対する養成業務を行うとともに、タレント発掘事業を積極的に展開し、優秀な人材の確保に努める。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

(1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 各種メディアを活用したPR

より多くの方に競輪の持つ様々な魅力を積極的にPRするため、有力な在京地上波テレビ局に加え、視聴環境の変化に対応するためにBS局等も活用し、競輪に対する認知を拡大し、興味を喚起する。

また、新聞紙面については、情報提供ツールであるスポーツ紙を中心に、お客様のニーズ及びコストを考慮しつつ効果的なPRを図るとともに競輪場がある地域を中心に地方紙によるPRを拡大し、場間場外をメインにした売上の回復を図る。

② 特別競輪等の統一PR

特別競輪等PRの統一化による広報宣伝効果の最大化を図るため、開催施行

者と連携し、新たなお客様を獲得するとともに来場促進及び売上浮揚を目指す。

③ 新規施策の広報宣伝

新規施策の広報宣伝を行い、既存のお客様層の車券購入意欲を喚起するとともに、開催施行者とも連携し、新たなお客様層の興味喚起を促進する。

④ 情報提供の充実

KEIRIN.JPにおいて、お客様の興味を高める競技情報、各種キャンペーン等の告知の配信を行うとともに、新たなWEBサイトであるケイリン・マルシェを使い、新規顧客向けに情報発信、キャンペーンの実施、動画の掲載等を行う。

⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたイメージ作り

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を競輪活性化の契機と捉え、広く一般に訴求するため、競輪学校を中心とした強化等を各メディアで取り上げてもらうためのパブリシティ活動を強化する。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

① 審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の消除を行う。
また、知識及び経験等その能力に応じて級別の認定を行う。

② 選手の登録

選手の検定、登録、登録更新及び登録の消除を行う。

③ 自転車の登録

自転車の登録、登録更新及び登録の消除を行う。

(2) 検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

① 検車員の認定

検車員の認定及び認定の取消を行う。

② 先頭誘導選手の認定

先頭誘導選手の認定及び認定の取消を行う。

③ 自転車の部品の認定

自転車の部品の認定及び認定の取消を行う。

(3) 競輪の実施方法を定めることに関する事業

競輪の実施方法の更なる改善研究を行い、競技の公正・円滑な実施を図る。

(4) 選手の出場あっせん及び級班の決定

① 選手の出場あっせん

競輪に出場する選手のあっせんを行う。

② 選手の級班の決定

選手の競走成績を審査期毎に審査し、級班を決定する。

(5) 開催執務員及び選手の養成及び訓練

① 開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識・技能を修得させるため、養成教育を行う。

また、検車員になろうとする者に対する養成教育を行う。

イ. 訓練

審判員のうち基幹業務に携わろうとする者に対して、基幹審判員講習会を行う。

また、新たに審判長となる者に対して、新任審判長研修を行う。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

日本ナショナルチームのトレーニング理論を踏まえた教育カリキュラムをベースとし、お客様が新人選手に期待する先行力で魅了する脚力、精神力を兼ね備え、かつ品性に優れた競輪選手の輩出を目標とした指導方針により、第113回生徒及び第114回生徒（女子第7回生徒）の養成を行う。

なお、養成業務を行う日本競輪学校は、昭和43年に現在の地（静岡県伊豆市）に移転開設されたが、約50年が経過し施設の老朽化が顕著になっている。

そのため、十分な耐震補強が行われていない。そこで、想定される東海地震に備えるとともに、良好な選手養成環境を維持発展させ、また、日本競輪学校を含む伊豆事業所の新たな機能を施設面で支えるため、諸施設建替えのための設計を行う。

イ. 訓練

競輪の公正確保と競技秩序の確立を図るため、「自転車競走競技規則」の遵守とモラル意識の向上を主眼として教育指導を行う。

教育指導にあたっては、落車事故の防止に取り組むとともに、選手による交通事故等の事例を踏まえた生活全般についての指導、アンチ・ドーピングについての啓発、フェイスブック及びツイッター等の情報発信の内容に関し注意喚起を行い、事故・事件の防止を目指し、競輪の社会的地位の向上に役立てる。

また、選手の果たすべき責任と役割、関係諸規則の順守、適正走行の維持励行を共通指導事項とする一般社団法人日本競輪選手会（以下「日競選」という。）が行う技能訓練、新人教育訓練、特別指導訓練等の事業に対し助成を行う。

ウ. 生徒募集

競輪選手として将来的に有望な人材を確保するため、第115回生徒及び第116回生徒（女子第8回生徒）の募集にあたっては、優秀な受験者が応募するように、職業としての競輪選手の魅力を伝えるとともに、インターネット等を活用しながら、競輪選手への登竜門としての日本競輪学校の紹介活動をより充実させる。

また、優秀な人材を集めるためのスカウト制度及びそれに伴う特待生制度の導入をあわせて検討し、実施する。

（6）選手の表彰

競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰を行う。

（7）事故防止と公正確保

競走上の公正安全確保を図る観点から、競走において落車を伴う失格行為等があった選手及び違反点数の累積が一定の基準に達した選手に対しては、出場あつせんをしない処置を講じる。

公正確保の観点から、予防措置として選手への注意喚起メールの配信及びコン

プライアンスチェックシートの配布等により公正安全の阻害予防を図る。また、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録消除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じる。

(8) 登録選手の身体検査

選手が、競輪競走に出場するために必要とされる身体機能及び健康状態を有していることを確認し、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため、全選手を対象として年1回の身体検査を実施する。

(9) ドーピング・コントロールへの取組

競輪に出場する選手の薬害からの保護及び競走の公正安全を期することを目的として、世界アンチ・ドーピング機関が定める禁止表に基づく検査を積極的に実施する。

また、「スポーツ基本法」においてアンチ・ドーピングの推進が国の責務と規定されるなど、アンチ・ドーピングへの社会的要請が更なる高まりを見せるなか、同法でも国との連携が言及される世界アンチ・ドーピング機関傘下の日本アンチ・ドーピング機構(JADA)への加盟に向けて、関係団体との調整を進める。

(10) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行う。

なお、今後の選手共済制度は自立した継続可能な制度となるよう、関係団体と協議する。

(11) 競輪場、場外車券売場の施設に係る業務

競輪場及び場外車券売場に対する実地調査については、「競輪に係る業務の方法に関する規程」第152条に基づき、施設関係法令及び通達との適合状況等について確認を行い、所轄経済産業局へ報告する。なお、調査の結果、競輪の公正又は安全を確保するため必要があると認めるときは、当該競輪施行者又は設置者に改善を求める。更に、新規顧客獲得に向けた施設環境等の整備について施設改善指針に沿った改善がなされるよう積極的に指導、助言を行うとともに、時代に即した施設のあり方についてお客様目線で検証を行う。

新規場外車券売場の設置については、所轄経済産業局が行う設置許可に対して協力を行うとともに、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献、市場開拓の可能性等について新設場外を検討する競輪施行者等に対して助言を行う。また、昨今増加傾向にある他競技とのコラボ場外について実態を把握する。

4. 交付金の還付

平成28年度の競輪事業の収支が赤字であった競輪施行者に対して、「自転車競技法」第17条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他競輪に関する事業

上記以外の競輪関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械振興

(1) 補助方針

「小型自動車競走法」に基づくオートレース振興法人として、オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行するオートレースの売上の一部により、機械振興に対する補助を行う。

平成29年度の補助事業にあたっては、機械振興の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組みを積極的に支援する。

平成30年度の補助方針の策定にあたっては、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2) 機械振興補助事業の実施

「平成29年度補助方針（平成28年8月1日公示）」に基づき、機械振興補助事業を実施する。

(3) 機械振興補助事業審査・評価委員会

① 機械振興補助事業審査・評価委員会

機械振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

② 研究補助研究部会

研究補助の審査をより適正・円滑に実施するため、「機械振興補助事業審査・

評価委員会」の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の成果・波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、研究部会採否案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

(4) 機械振興補助事業に関する情報発信の強化

機械振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

補助事業者の利便性向上を図るため平成28年度に導入した補助事業管理システムの機能改善を実施する。

(5) 機械振興補助事業の調査・評価

機械振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を次のとおり実施する。

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「小型自動車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第20条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

② 補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、J K A補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

2. 小型自動車競走収益による公益事業振興

(1) 補助方針

「小型自動車競走法」に基づくオートレース振興法人として、オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行するオートレースの売上の一部により、公益事業振興に対する補助を行う。

平成29年度の補助事業にあたっては、公益事業の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組みを積極的に支援する。

平成30年度の補助方針の策定にあたっては、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2) 補助事業の実施

「平成29年度補助方針（平成28年8月1日公示）」に基づき、公益事業振興補助事業を実施する。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

公益事業振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

公益事業振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

補助事業者の利便性向上を図るため平成28年度に導入した補助事業管理システムの機能改善を実施する。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

公益事業振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を次のとおり実施する。

① 補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「オートレース公益資金による

体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第20条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

② 補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③ 補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、J K A補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整

(1) 5場体制の安定運営の確立

① 5場体制維持のための中期方針策定及び実施

オートレース事業の安定的な運営体制の確立に向けて、具体的数値目標を掲げた中期方針に基づき、その実現に向けて業界関係者と一丸となり推進する。

② ナイター・ミッドナイト開催の活性化

昨年度からから本格的に実施している川口場ナイター及び飯塚場ミッドナイト開催の活性化、利用者の拡大に向けた支援を行う。

川口場ナイターについては普通開催の活性化について、飯塚場ミッドナイトについては電話投票新規顧客の開拓及び定着化に向けた施策を実施する。また、ミッドナイト実施場の拡大について検討を行う。

(2) 魅力ある競走の提供

① グレードレースの魅力向上

S G・G I・G IIの適切な開催時期及び趣向を凝らしたレース内容（選手選考基準・番組編成等）への見直しを図ることにより、お客様に魅力ある競走の提供を行う。

② 興味ある企画レースの実施

級別対抗戦、着順勝ち上がりレース、オール女子選手戦等、番組編成や勝ち上がりを工夫し、お客様の購買意欲を高め興味ある企画レースを実施する。

③ 競走ルールの見直し

お客様の信頼性を高め、わかりやすい競走ルールとするため、フライングの抑制策を含め、罰則の見直しを図るとともに、より迅速な判定を行うための審判制度のあり方について検討を行う。

（３）情報提供の充実と利便性の向上

① 電話投票の利便性向上

電話投票の売上向上及び活性化を図るため、民間ポータルサイトを活用した車券発売と併せて、A U T O R A C E . J Pでの電話・ネット投票会員の加入及び利用促進を図るほか、W E B、スマホサイトの情報提供の拡充を行うことにより、利便性の向上を図る。情報提供にあつては、S G開催等で試走後の直前予想の提供を実施するなど新規顧客のわかりやすさに配慮したW E B、スマホサイトでのリアルタイムの情報提供の充実を図る。

② オートレース中継映像の配信及び放送の実施

各場のレース映像をH D（高精密）画像で場間場外発売を行う他場等へ配信するほか、C S放送、C A T V、W E Bでのレース放送を行う。

また、I C Tの進歩を踏まえ、今後の映像伝送、配信のあり方について調査研究を行う。

③ 場外車券売場の設置推進及び活性化

売上増に資するため、25か所ある場外車券売場の更なる拡大を支援する。

設置にあたっては、施行者と連携をとりつつ、収益性、利便性等を勘案して他の公営競技施設等との相互における車券販売、小規模な場外車券売場の設置に向けた取組を積極的に推進する。また、既存場におけるそれぞれの活性化、顧客定着化、新規顧客開拓等の支援を行う。

(4) 小型自動車競走施行者等との連携強化

お客様のニーズに応えるため、小型自動車競走施行者及び民間ポータルサイトと諸問題や新規施策等について情報・意見交換を行い、連携の強化を図る。

また、ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」での指示を踏まえ行う必要な対策について、小型自動車競走施行者等と連携し検討、実施する。

(5) 調査研究事業

① 顧客ニーズを商品・販売戦略に活かすための調査研究

先に実施した「ファン動向調査」や「WEBモニターアンケート」によりお客様の意見や動向を把握するほか、施行者等関係団体と連携をとりつつ各場で行う「ファンミーティング」の結果からお客様のニーズを把握し、「分かる・当たる・楽しい」オートレースの確立に向けた商品・販売戦略の調査研究を行う。

② 新しい競走車の開発研究等

オートレース場周辺の環境対策をより一層進めるため、エンジンを含めた競走車の総合的な開発研究を行う。

また、消音効果が高く、周辺環境対策を強化したナイター開催専用消音器について、整備性向上等の改善研究を行う。

2. オートレースに関する広報宣伝

(1) 効果的かつ効率的な広報事業の展開

① 新たなお客様の獲得とファンサービスの実施

新たなお客様の獲得・定着を図るため、誰でも簡単に楽しめるオートレースの魅力をWEB・SNSを活用しPRする。

また、モータースポーツとしてのオートレースの健全なイメージを醸成する広報活動を多面的に展開する。

更に、既存のお客様に対するファンサービスを実施し、オートレースファンとして定着していただけるようサービスの向上を図る。

② 情報提供の充実

オフィシャルサイトにおいて、お客様の興味を高める競技情報、各種キャンペーン等の告知の配信を行うほか、360度カメラなど新たな技術の活用が可能

性を探るための調査研究を行う。

また、各種メディア及びSNS等を活用し情報提供の充実を図る。

③ 選手を活用したイメージアップ

オートレース選手を幅広くメディアに露出し、オートレースの話題性を高め、魅力をアピールすることにより、オートレースのイメージアップ及び認知度の向上を図る。

併せて、主力選手や話題の選手を活用した記事、映像等をオフィシャルサイトで掲載し、WEB、SNS等で拡散することにより、オートレースのイメージアップを図る。

(2) 各場の活性化に資するPR

各場活性化プロジェクトチームを中心に、各場の売上増加に資する広報事業を実施するほか選手を前面に出したPR、レース場の立地、設備を活かした各種イベントを実施して施行者・民間事業者等をサポートするとともに、定期的に情報・意見交換を行い効果的な施策についてノウハウを蓄積し、関係者間で情報を共有し活用する。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

① 審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録消除を行う。

② 選手の登録

選手の登録更新及び登録消除を行う。

③ 競走車の登録

競走車の登録、登録更新及び登録消除を行う。

(2) 競走車の部品の認定

競走車の部品の認定及び認定の取消を行う。

(3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業

オートレースの実施方法の更なる改善研究のため、開催業務部門別の諸会議を

実施するとともに、競走実施法人との連絡体制の強化により、開催現場の実態を把握し、競技の公正・円滑な実施を図る。

(4) 選手の出場あっせん及び級別の決定

① 選手の出場あっせん

「選手出場あっせん調整基準」に基づき選手の出場あっせんを行う。

また、ミッドナイト開催については、「選手出場あっせん調整基準」とは別の基準を作成したうえで選手の出場あっせんを行う。

② 選手の級別の決定

「選手出場あっせん調整基準」に基づき、期別変更期ごとに競走成績を審査して、選手の級別を決定する。

(5) 審判員及び選手の養成及び訓練等

① 審判員の養成及び訓練等

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識・技能を修得させるため、養成教育を行う。

イ. 訓練

登録審判員各々が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、その資質向上を図るために必要な地方訓練を実施し、競走の公正安全を確保する。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修会

注目度の高いSG開催において、他場の審判長を派遣し、統一審判団を結成・執務させることにより、迅速かつ的確な判定を下すとともに全場の判定統一を図り、お客様からの更なる信頼の向上を図る。

また、審判実務の向上を主眼として、審判実務担当者を対象とした審判員判定研修会を適宜実施することで、判定の統一に向けた取組を図る。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

前年度に引き続き、第33期選手候補生の養成訓練を教育期間9か月間（平成28年10月～平成29年6月）のうち3か月間（競走場における実地訓練を含

む)、教育要綱に基づき行う。また、第34期選手募集及び養成計画策定の調整を行う。

イ. 訓練

競走の公正安全確保を図るため、一般社団法人全日本オートレース選手会役員を対象とした選手指導者中央訓練を実施する。

また、事故防止の対策強化を図るため、競走場ごとに事故防止対策特別訓練を実施する。

(6) 選手の表彰

競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰を行う。

(7) 事故防止と公正確保

競走の公正安全かつ円滑な実施を確保するため、本財団及び関係団体が実施する各種訓練を通じて事故防止の徹底強化を図る。

なお、一般社団法人全日本オートレース選手会が行う事故防止事業及び公正安全かつ円滑な実施を確保するための事業等に対して助成を行う。

また、競走中の重大事故が発生した際には、「事故再発防止委員会」等において、事故の原因究明と再発防止策について検討を行い、安全対策に万全を期す。

公正確保の観点から、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録消除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じる。

(8) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行う。

(9) 小型自動車競走場、場外車券売場の施設に係る業務

オートレース場及び場外車券売場に対する実地調査については、「小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程」第126条に基づき、施設関係法令及び通達との適合状況等を確認し、所轄経済産業局へ報告する。なお、調査の結果、小型自動車競走の公正又は安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施行者及び設置者に改善を求める。

また、所轄経済産業局が行う場外車券売場設置許可に対し協力を行う。

4. 交付金の還付

平成28年度の小型自動車競走事業の収支が赤字であった施行者に対して、「小型自動車競走法」第21条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他オートレースに関する事業

上記以外のオートレース関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業

競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務を以下により公正、安全かつ円滑に実施する。

また、当該事務に関しお客様からの信頼を得るため、常に研鑽を重ね、迫力に満ちた魅力のある競輪競走を提供するとともに、前記各業務の正確性・効率性を高めることを目的とした業務の改善を推進する。

(1) 競輪の競技の実施に関する事務及び執務の方針

① 番組編成

選手の能力や特性等を把握し、興趣に富んだ番組を提供する。

② 検車

競走に使用する自転車について、厳正な検査を行い、競走の公正安全を確保する。

③ 選手管理

出場選手を保護管理し、適正な出場条件を確保して、競走の公正安全を確保する。

④ 審判

ア. 厳正に「自転車競走競技規則」を適用し、正確かつ、迅速に業務を遂行して、競走の公正安全を確保する。

イ. 本部に設置した「審判長団」担当者を全ての特別競輪等に派遣して審判長

として執務させるとともに、全てのGⅢ開催に派遣して審判業務全般について指導することにより、的確かつ一貫性のある審判判定の確保を推進し、お客様及び関係者からの更なる信頼の向上を図る。

平成29年度における競輪場別・競輪施行者別・開催予定回数は別表のとおりである。

(2) 競輪の公正を確保するために必要な附帯業務

① 職員の研修等

ア．職員及びその他の開催執務員一人一人が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、その資質の向上を図るために必要な研修会等を実施する。

イ．特別競輪等の開催前に審判長を集め特別研修を実施するとともに、開催競輪場においては全審判長を対象とした交流研修会を3回に分けて実施することで、お客様、選手及び競輪施行者からの更なる信頼の向上を図る。

また、副審判長を対象として、相互の意思疎通を図り、次期審判長の心構えを養うとともに、共通の審判理念に基づく統一的な審判判定を保持することを目的とした副審判長研修を実施する。

② 業務の連絡調整及び改善研究等

業務連絡会議において、次に掲げる事項等に関して調整及び改善研究等を行う。

- ・ 番組編成・検車・選手管理及び審判の事務の実施方法等の統一性の保持について
- ・ 番組編成・検車・選手管理及び審判の事務をお客様及び関係者から更なる信頼を得るものとするための方策について
- ・ 番組編成・検車・選手管理及び審判の事務を正確かつ効率的に実施するための方法（機械化及びシステム化を含む）及び執務体制について
- ・ その他の一般事務の効率化・統一化・合理化の更なる推進について

③ 競輪選手に関する業務及び競輪選手に対する指導

日競選との意思の疎通を図り、相互理解の下、円滑に競輪を実施するために必要な協力体制を確保するために連絡会議等を実施する。

また、日競選が競輪選手に対して行う競輪選手としての資質及び技能の向

上・健康管理及び適正な選手生活のあり方等の指導・教育を目的とした研修・訓練会等に講師の派遣その他の協力調整を行う。

2. 競輪開催関連事業

競輪競技運営事業と有機的に関連し、競輪事業において必要不可欠な競輪開催関連事業を競輪施行者と協力して適正に実施する。

(1) 車券発売等業務

競輪施行者から委託された車券の発売等に関する事務を関係法令及び本財団の業務規程等（以下、「法令及び規程等」という。）に基づき適正に実施する。

(2) 競輪開催宣伝業務

競輪施行者から委託された競輪の開催に係る宣伝に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

(3) 競輪場等場内整理業務

競輪施行者から委託された入場者の整理その他競輪場内の整理に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

競輪場内の警備を委託された競輪場においては自衛警備隊を組織して置き、所轄の警察署その他の関係機関と緊密な連携を保ち、不法及び迷惑行為の防止並びに暴力団の入場禁止及び退場措置等を講じて競輪場内の秩序維持と競走の安全を確保する。

(4) 前各号以外の競輪事業に附帯する業務

競輪事業の経営の効率化に寄与するために競輪施行者の行う開催事務の支援を行うとともに、競輪施行者から競輪開催に附帯する競輪場等における式典・イベント・その他の事務を受託し、適正かつ円滑に実施する。

平成29年度における（1）から（4）までに掲げる事務の競輪場別・競輪施行者別・受託予定業務は別表のとおりである。

(5) 競輪関係団体等が行う競輪関係事業への支援業務

① 公益社団法人全国競輪施行者協議会

競輪開催に伴う競輪選手参加旅費の支払事務代行業務並びに選手拠点駅及

び選手最寄駅に関する登録等管理事務の代行業務を行う。

② 一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪開催において発生した選手の傷病等の災害補償等に関する事務を行う。

③ 日競選

各競輪場における選手の日競選会費の徴収及び送金に関する事務を行う。

④ 競輪施行者が行う報道への協力

報道機関との連携を密にし、競技情報の提供等、競輪開催の広報に関する事務を行う。

別表（「自転車競技法」に基づく競輪事業）

競輪場	競輪施行者名	開催予定回数		競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
		通常 (回数)	目的 (回数)		車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の競 輪附帯事業
函館	函館市	12		一括受託	一部受託			
青森	青森市	*1 15		一括受託	一部受託			
いわき平	いわき市	12		一括受託	一部受託		一部受託	
弥彦	弥彦村	*2 12		一括受託	一部受託			
前橋	前橋市	*3 14		一括受託	一部受託			
取手	茨城県	11		一括受託	一部受託			
	取手市	1		一括受託	一部受託			
宇都宮	宇都宮市	*4 12		一括受託	一部受託			
大宮	埼玉県	12		一括受託	一部受託			
西武園	埼玉県	*5 12		一括受託	一部受託			
京王閣	東京都十一市競輪事業組合	13		一括受託	一部受託		一部受託	
立川	立川市	*6 12		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
松戸	松戸市	12		一括受託	一部受託			一部受託
千葉	千葉市	12		一括受託	一部受託			
川崎	川崎市	12		一括受託	一部受託			
平塚	平塚市	12		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
小田原	小田原市	12		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
伊東温泉	伊東市	13		一括受託	一部受託			
静岡	静岡市	12		一括受託	一部受託			
名古屋	名古屋競輪組合	12		一括受託	一部受託		一部受託	
岐阜	岐阜市	12		一括受託	一部受託		一部受託	
大垣	大垣市	*7 12	1	一括受託	一部受託		一部受託	
豊橋	豊橋市	*8 12		一括受託	一部受託			
富山	富山市	12		一括受託	一部受託			
松阪	松阪市	12		一括受託	一部受託			
四日市	四日市市	12		一括受託	一部受託			
福井	福井市	12		一括受託	一部受託	一部受託	一部受託	一部受託
奈良	奈良県	*9 12		一括受託	一部受託		一部受託	一部受託
京都向日町	京都府	12		一括受託	一部受託		一部受託	
和歌山	和歌山県	13		一括受託	一部受託		一部受託	

競輪場	競輪施行者名	開催予定回数		競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
		通常 (回数)	目的 (回数)		車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の競 輪附帯事業
岸和田	岸和田市	*10 12		一括受託	一部受託		一部受託	
玉野	玉野市	*11 12		一括受託	一部受託			
広島	広島市	12		一括受託	一部受託		一部受託	
防府	防府市	*12 12		一括受託	一部受託			
高松	高松市	*13 12		一括受託	一部受託			
小松島	小松島市	*14 12	1	一括受託	一部受託			
高知	高知市	*15 12		一括受託	一部受託			
松山	松山市	12		一括受託	一部受託			
小倉	北九州市	*16 19		一括受託	包括受託			
	(岸和田市)	-2		(一括受託)	(包括受託)			
	(防府市)	-2		(一括受託)	(包括受託)			
久留米	久留米市	12		一括受託	一部受託			
武雄	武雄市	*17 12		一括受託	一部受託			
佐世保	佐世保市	*18 12		一括受託	一部受託			
別府	別府市	12		一括受託	一部受託			
熊本	熊本市	*19 7		一括受託	一部受託			
計		526	2					

* 1 青森市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 7 回（予定）を含む。

* 2 弥彦村については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 3 回（予定）を含む。

* 3 前橋市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 6 回（予定）を含む。

* 4 宇都宮市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 3 回（予定）を含む。

（宇都宮競輪場で 1 回、青森競輪場で 1 回、前橋競輪場で 1 回開催）

* 5 埼玉県については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 4 回（予定）を含む。

* 6 立川市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 1 回（予定）を含む。（前橋競輪場で開催）

* 7 大垣市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 4 回（予定）を含む。

* 8 豊橋市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 2 回（予定）を含む。（佐世保競輪場で開催）

* 9 奈良県については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 4 回（予定）を含む。

* 10 岸和田市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 2 回（予定）を含む。（小倉競輪場で開催）

- * 11 玉野市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 4 回（予定）を含む。
- * 12 防府市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 2 回（予定）を含む。（小倉競輪場で開催）
- * 13 高松市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 2 回（予定）を含む。（玉野競輪場で開催）
- * 14 小松島市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 2 回（予定）を含む。（高知競輪場で開催）
- * 15 高知市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 4 回（予定）を含む。
- * 16 北九州市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 7 回（予定）を含む。
- * 17 武雄市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 4 回（予定）を含む。
- * 18 佐世保市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 4 回（予定）を含む。
- * 19 熊本市については他の競輪場を借り上げて開催予定。上記開催回数にミッドナイト競輪開催 4 回（予定）を含む。

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 車両情報システムの移行

平成28・29年度に段階的に移行する次期車両情報システム（以下、「Next-VIS」という。）について、平成29年4月に予定している二次稼働の移行を確実に実施するとともに、稼働後の状況や懸案事項等を把握し、必要に応じた対応を迅速に行う。

2. 車両情報システムの安全な運用管理

（1）車両情報システムの安定運用

システム障害の発生時を想定して、サービス復旧を短時間で行えるよう、訓練の充実を図るとともに、障害の未然防止の観点からシステムの定期点検を実施する。

システム障害発生時においては、SEサポート会社等と協力し、迅速な復旧対応を図るとともに、当該事案についての改善策を策定する。

また、一斉同報システムを使用し、拠点との情報共有と連絡体制を一層強化する。

（2）車両情報システムの安全確保

個人情報やシステムのセキュリティ確保のため、内外問わずアクセス管理やセキュリティチェックを定期的実施する。

また、Next-VIS二次稼働に伴い、本番稼働前の受入試験を実施し耐障害性を高めると共に、必要に応じて拠点運用者への教育訓練を実施する。

3. 車両情報システムの研究開発

車両情報システム全般に亘る情報を収集し、現行システムの改善点を取りまとめ、また、将来の車両情報システムの形態やサービス、情報データの活用方法のあり方について整理する。

4. 車両情報システムに係る適正な調達の実施

車両情報システムに係る調達手続きに関し、「競輪システム評価委員会」に諮り、適正な調達を実施する。

また、調達に関する情報収集を行う。

5. その他車両情報システムに関する事業

上記以外の車両情報システムに関する業務について、必要に応じて適宜行う。

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大

各都道府県の自転車競技団体等が、自転車競技者の日ごろの訓練の成果の確認と新たな目標設定を創出する機会として実施する自転車競技大会及びその他の関連事業に協力し、地域の自転車競技者層の底辺拡大に寄与する。

2. その他関連事業

多様な年齢層・身体状況に応じた自転車を取り揃え、サイクリングコースにおける試乗体験によって、多くの方に自転車体験を楽しんでいただくとともに、様々な広報活動を通して「自転車の魅力」をアピールする。

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

1. ガバナンスの強化

これまで本財団が取り組んだ事業について検証を行い、その反省を踏まえ、マーケティング機能を強化することにより、競輪・オートレースの活性化を目指す。

競輪事業においては、最高意思決定機関である競輪最高会議直下の会議体である競輪活性化委員会において事前に整理検討を行うことで、競輪最高会議での意思決定をスムーズに行い、迅速に事業を実施する。また、オートレース事業においては、「小型自動車競走運営協議会」において、決定された事項について迅速に対応・実施する。

2. 方針管理・業務改善

本財団の事業の基本である方針管理・業務改善（P D C A）の実践により、業務

の標準化・インフラの整備を推進するとともに、人材育成を行い機能的な組織への変革と攻めの業務の強化を通し体質強化を図る。

3. 組織機能の強化と事業の効率化

競輪及びオートレース事業の振興を図り更なる組織の見直しを行い、ITの利活用を推進し、統合効果を最大限に活かした効率的な業務運営を目指して、組織内の重複部門の合理化を進め、適正な人員配置を行うとともに、諸規程及び諸制度の統一化を進める。

(1) 本部事務所移転

本部及び都内近郊に点在する3事業所を統合し、品川へ移転する。新事務所では各部署を一つのフロアに集約し、コスト削減を図るとともに、部署間の連携を密にした効率的な業務運営、管理部門の集約化を行い、組織力を強化する。

(2) 地区本部・支部の集約

4地区本部・2支部に分かれている本財団地区本部機能を3地区本部制に移行、集約することにより、競技実施業務の円滑化、重複部門の集約化を実施し、本財団組織のさらなる強化を図る。

(3) 経理事務の効率化

契約の競争性、透明性を更に向上させるとともに、事業のより一層の効率化に取り組む。

また、競輪振興部門、競輪競技実施部門、競輪情報システム部門が行う同一の経理処理を、部門を横断した担当制を構築し処理を集約し効率化を図る。

(4) 人材マネジメント制度の導入

目標管理制度を導入し、年度方針に沿った個人目標設定と振り返りを行うことで、各自が組織の方向性と、その中での役割を理解し、個人レベルでPDCAサイクルを推進するとともに、フィードバック面談を通じて上司と部下のコミュニケーションを促進し、組織の活性化を図ることを目的に平成29年度よりJKA全体で試行実施を開始する。

4. 事業の適正化

(1) 監事監査への協力

監事及び会計監査人の行う監査に協力し、事業の適正性を確保する。

(2) 内部監査

方針管理・業務改善活動を通じて、内部監査を行い、業務の適正性を確保する。

(3) コンプライアンス

法令・社会規範を遵守し、本財団の事業の透明性・公平性を確保する。

(4) 情報セキュリティの確保と個人情報・法人文書の管理

本財団のシステムへの不正アクセスや情報漏えいの対策を講じるため、情報セキュリティポリシーを設定する。

また、本財団が所有する個人情報・法人文書について法令に基づき適切に管理する。

5. 不動産賃貸事業

本財団が所有する土地及び建物の資産を有効に活用する事業を行う。

また、新たな土地及び建物活用方法について研究する。